

## 平成24年度山陽小野田市住居表示審議会議事録

- 開催日時 平成24年5月10日（木）13時30分～14時25分
- 開催場所 山陽小野田市役所3階 大会議室B
- 出席者 淵脇 功、後根 篤、難波正保、北村茂生、嶋田正平、関谷照一、中務敏文、半矢幸子 以上8名
- 欠席者 大森弘文 以上1名  
委員の過半数の出席により開催は有効  
(山陽小野田市住居表示審議会規則第5条)
- 傍聴者 1名
- 事務局 平田産業建設部長、高橋都市計画課長、渡辺主査、広中主任主事
- 会議次第
  1. 開会のことば
  2. 辞令交付
  3. あいさつ
  4. 職員紹介
  5. 資料説明
  6. 議事
    - (1) 会長及び副会長の選出
  7. 報告
    - (1) 平成24年度住居表示整備事業について
    - (2) その他
  8. 閉会のことば
- 会議内容
  - 議事(1) 会長及び副会長の選出について
    - 規則第4条に基づき住居表示審議会の会長及び副会長を委員の互選により会長中務委員及び副会長関谷委員を選出した。
  - 報告(1) 平成24年度住居表示整備事業について
    - 事務局から柿の木坂三丁目の北側約0.8ヘクタール(別図参照)を柿の木坂三丁目として区域拡大予定であることを報告した。
    - 当該住居表示の概要説明
      - 柿の木坂三丁目は平成10年3月に住居表示実施済みであるが、その後の開発により区画が増加した。この区画について過去に自治会からも住居表示の要望があがっていた。去る5月8日に住居表示予定区域の住民と地元自治会の役員及び班長を対象に住居表示予定について説明会を実施し下

記4点について説明し、参加者からの反対意見はみられなかったことを報告した。

- ・当該区域の町名は、柿の木坂三丁目を予定
- ・住居表示に係る方式は、街区方式を予定
- ・住居表示実施は、平成25年1月を予定
- ・住居表示実施後の手続き等について

◎報告(1)に対して審議会での意見は特になかった。

## 報告(2) その他

○その他として審議会委員から次の①～⑦の質疑があった。

◎質疑に対しての事務局が回答し審議の結果、委員からの了承を得た。

### ① 今後の住居表示実施予定について

→都市計画用途地域内の住宅密集地及び今後密集が予想される地域を優先することとなる。個別に要望があれば検討していく。

### ② 本市の住居表示の達成率について

→達成率の数字は持ち合わせていないが、本市総合計画により年に1箇所を予定している。小野田地区において63地区及び厚狭地区において2地区が実施済みである。実施地区の面積は約700ヘクタール。

### ③ 郵便事業(株)に対して配達業務からの要望の有無についての質問

→(郵便事業(株)回答)

大字と自治会に各々の郵便番号があるため、混乱している利用者もいる。また、住居表示未実施のため配達業務で苦慮している地域もある。住居表示の早期実施は、郵便事業においてはサービス向上につながるので歓迎する。

### ④ 自治会からの住居表示の実施要望の有無について

→主幹課が都市計画課となった平成22年度以降に限っては、自治会から

の要望書等の提出は現在のところはない。

⑤ 今回の住居表示実施地域でのおよその登記簿筆数と実施予定日について

→ 50筆内外の見通しである。実施は来年1月を予定している。

⑥ 住居表示実施する地区の順番と地籍調査実施との関係について

→ 地元からの要望がなければ、市内の人口密集地を条件に小野田地区と山陽地区を交互に実施したいと考えている。

地籍調査が未実施の地区についても住居表示実施は可能ではあるが、地籍調査による地番変更等が起こると混乱を招くので、地籍調査実施済の地区であることが住居表示実施の一応の条件と考える。

⑦ 住居表示実施のスケジュール短縮と複数箇所の並行実施の可否について

→ 住居表示実施には2回の議会承認と30日の公示が法に規定されており、住民説明会の実施等も必要であるため約1年の期間を要せざるを得ない。

また、複数箇所の実施については、予算配分と課内業務量の兼ね合いから困難な現状である。